

愛称 ユーロ・セレクト

ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書 (交付目論見書)

平成 23 年 6 月 16 日



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 投資信託証券 (債券)	年 12 回 (毎月)	欧州	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

※本書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する詳細情報は、以下に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書(「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネット・ホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- 本目論見書により行う「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)」(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 23 年 6 月 15 日に関東財務局長に提出しており、平成 23 年 6 月 16 日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成 18 年法律第 108 号)に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者] ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第 380 号
設立年月日: 昭和 61 年 12 月 1 日
資本金: 2 億円※
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1 兆 3,467 億円※
※平成 23 年 4 月末日現在

●受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者] 中央三井アセット信託銀行株式会社

委託会社の照会先

電話 番号 03-3212-3061
(受付時間: 委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

インターネット・
ホームページ <http://www.pictet.co.jp>

携帯 サイト
(基準価額) <http://www.pictet.co.jp/m/>



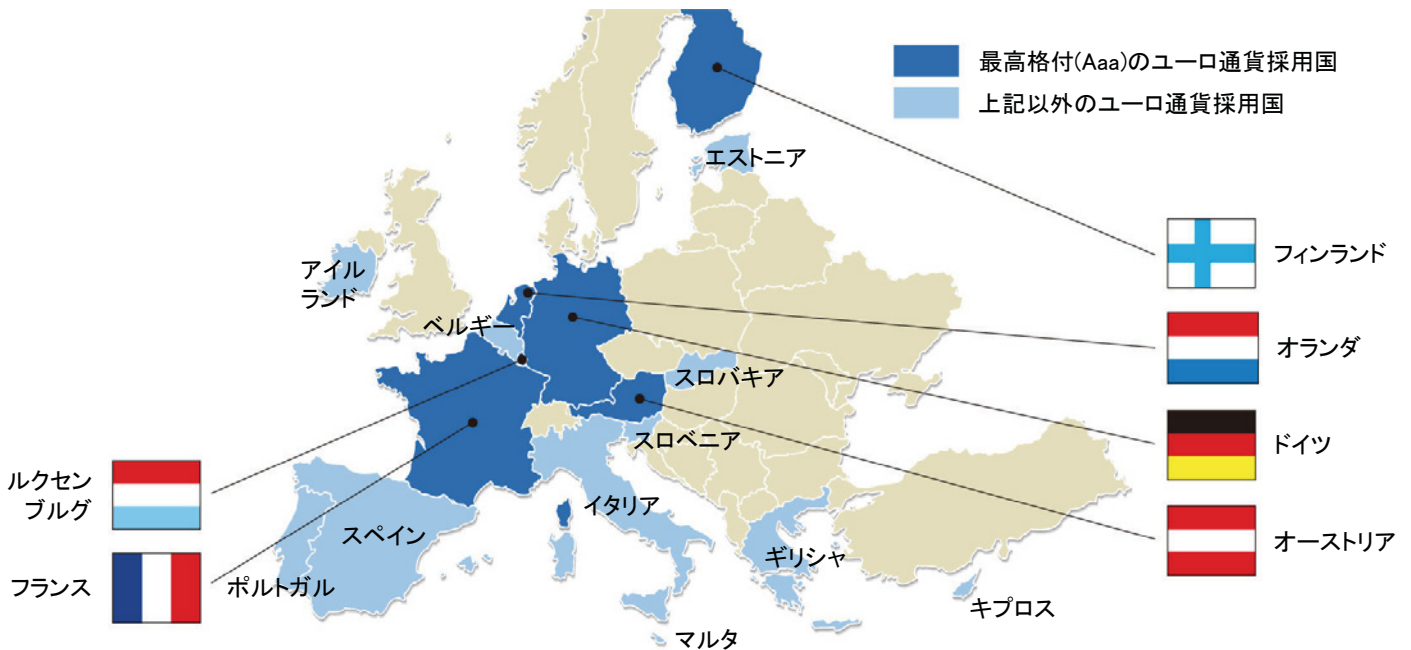
ファンドの目的

ファンドは、質の高い*ユーロ通貨採用国の国債に投資し、安定的かつより優れた毎月の分配金原資の獲得を目的として運用を行います。(※本書において、信用力および流動性が相対的に高いことを意味します。)

ファンドの特色

1 原則として最高格付*のユーロ通貨採用国の国債に投資します。

- ※最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付は信用格付業者等が付与した中での最良の格付を参考とします。
- ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国*については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国債に投資することもあります。
※主要国とは平成 23 年 4 月末日現在でドイツ、フランスが該当します。
 - 投資対象国債の最低格付は原則として A 格相当とします。
 - 保有国債の格付が投資対象とする水準から悪化した場合、受益者の利益に適切な注意を払いつつ、当該国債を売却します。



(平成 23 年 4 月末日現在)

	債券の種類	格付	投資対象国
投資します	国債	Aaa	ドイツ Aaa フランス Aaa オランダ Aaa フィンランド Aaa オーストリア Aaa ルクセンブルグ Aaa
投資しません	社債 地方債 政府保証債 モーゲージ債 ABS その他	Aa A Baa Ba B Caa Ca C	ベルギー Aa1 イタリア Aa2 スペイン Aa2 スロベニア Aa2 マルタ A1 スロバキア A1 エストニア A1 キプロス A2 ポルトガル Baa1 アイルランド Baa3 ギリシャ B1

(注)現在の環境下ではAaa格の国債に投資しますが、ユーロ通貨採用国の中で国債発行残高比率の高い主要国が最高格付でなくなった場合には、流動性等を考慮し、主要国内の最高格付に準ずる格付の国債に投資することがあります。
格付は将来変更になる場合があります。

(出所:ムーディーズ・インベスターズ・サービス、平成 23 年 4 月末日現在)

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

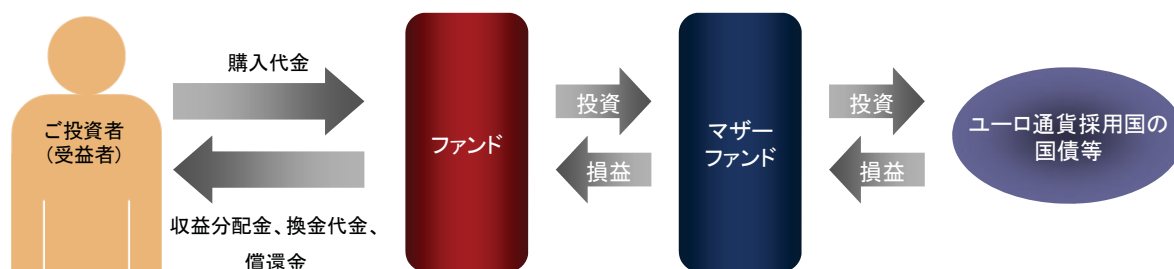
- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

ファンドの仕組み

- ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。なお、直接公社債等に投資を行う場合があります。
- ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

運用権限の委託

- マザーファンドの運用にあたっては、公社債等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」へ委託します。

主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債を転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

公社債投資リスク (金利変動リスク、 信用リスク)



- ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
- 金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
- 信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

為替変動リスク



- ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

有価証券先物取引 等に伴うリスク

- ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配金に関して以下の点にご留意ください。
 - 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等)を超過した額となる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 受益者の個別元本(追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこといいます。)の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 - 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われます。したがって、収益分配金の支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて収益分配金を支払った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

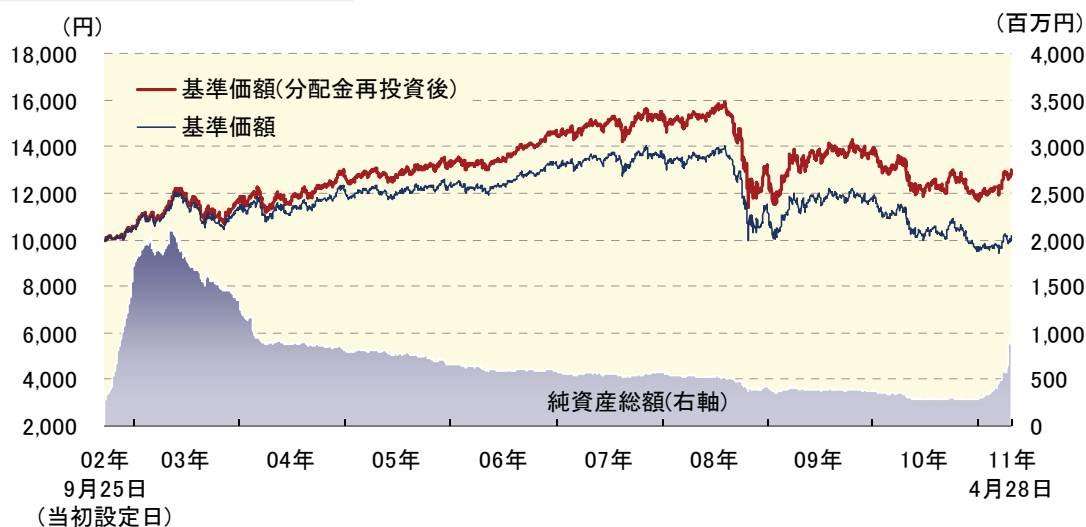
リスクの管理体制

- 委託会社では以下の関連組織においてファンドのリスク管理を行っています。

法務コンプライアンス部	コンプライアンス委員会	投資政策管理委員会
日次で運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況をモニタリングします。	月次で法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況を分析し、管理します。	月次で運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。

※リスクの管理体制は、平成23年4月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額および基準価額(分配金再投資後)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第1期～第98期(計)	2,304円
第99期 10年12月	100円
第100期 11年1月	100円
第101期 11年2月	100円
第102期 11年3月	100円
第103期 11年4月	100円
直近1年間 累計	810円
設定来 累計	2,804円

主要な資産の状況

●ファンドの主要投資対象であるピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンドの状況です。

組入上位10銘柄

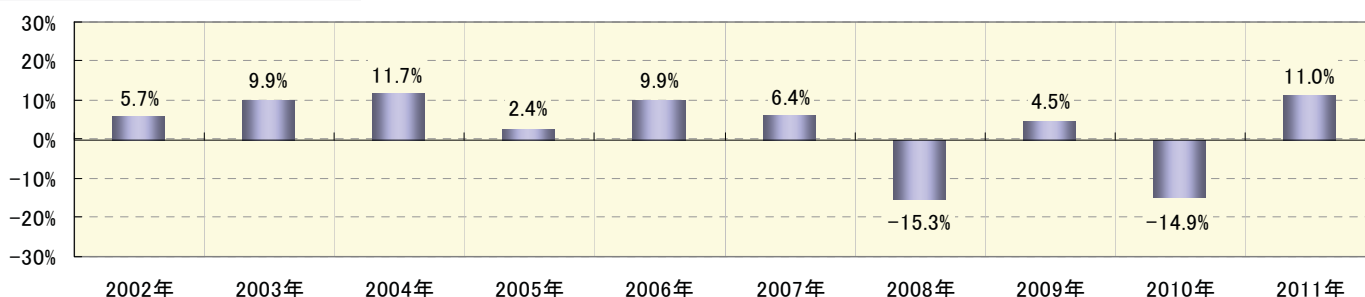
	組入国債	クーポン	償還日	構成比
1	フランス国債	8.500%	2012.12.26	37.9%
2	フランス国債	8.500%	2023.04.25	24.7%
3	オランダ国債	7.500%	2023.01.15	9.5%
4	フランス国債	8.500%	2019.10.25	9.3%
5	ドイツ連邦債	6.000%	2016.06.20	7.1%
6	オーストリア国債	4.650%	2018.01.15	7.0%
7	--	--	--	--
8	--	--	--	--
9	--	--	--	--
10	--	--	--	--

国別構成比

	国名	構成比
1	フランス	71.9%
2	オランダ	9.5%
3	ドイツ	7.1%
4	オーストリア	7.0%
5	--	--
	コーレ・ローン等、その他	4.5%
	合計	100.0%

構成比は実質比率(マザーファンドの組入比率×マザーファンドの当該資産の組入比率)を表示しています。

年間収益率の推移



税引前分配金を再投資したものと計算しています。2002年は当初設定時(2002年9月25日)以降、2011年は4月28日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
 最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。)
購入の申込期間	平成23年6月16日から平成23年12月15日までとします。 (上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金の申込不可日	ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	平成14年9月25日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回る事となった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.1% (税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 ※上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に年1.2075%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。</p> <p>[運用管理費用(信託報酬)の配分]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.525%(税抜0.5%)</td> <td>年率0.63%(税抜0.6%)</td> <td>年率0.0525%(税抜0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。</p>	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.525% (税抜0.5%)	年率 0.63% (税抜0.6%)	年率 0.0525% (税抜0.05%)
委託会社	販売会社	受託会社					
年率 0.525% (税抜0.5%)	年率 0.63% (税抜0.6%)	年率 0.0525% (税抜0.05%)					
その他の費用・手数料	<p>毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.0525%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。</p>						

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

※上記は、平成23年4月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号
加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

<http://www.pictet.co.jp>